

沖縄労働局発表
令和7年6月24日

担 当	労働基準部
	部長 岡崎 暁
	賃金室長 崎原 恵利子
	電話：098－868－3421

「令和7年度第1回沖縄地方最低賃金審議会」 を開催します

－沖縄県地域別最低賃金の改正を

沖縄地方最低賃金審議会に諮問します－

1 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等セーフティネットとして重要な役割を果たしています。

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、令和7年度の沖縄県地域別最低賃金の改正について、7月1日に開催される令和7年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において改正の諮問を行います。

2 審議会開催日時

日 時 令和7年7月1日（火） 午後3時～

場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
2階共用大会議室

3 参考【沖縄県最低賃金改正の推移】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最賃額	792円	820円	853円	896円	952円
引上額	2円	28円	33円	43円	56円

4 その他（報道マスコミ関係者のみ）

取材等を希望の際は、別紙「取材申込書」によるメール登録をお願いします

（カメラ撮りについては諮問まで）。

(別 紙)

(令和 7 年 7 月 1 日開催)

「令和 7 年度第 1 回沖縄地方最低賃金審議会」 取材申込書

恐縮ですが、会場設営の関係で、6 月 27 日（金）17:00 までに下記メールアドレスあて、申込書を添付して申し込んでください。

電子メールアドレス chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp

社 名	
媒体名	
部署名	
氏名	(合計 名)
連絡先	電話 : Email :
カメラ	あり（スチール・ムービー） ・ なし ※該当するものを○で囲んでください。
通信欄	

【注意事項】

- ※ 当日の入場は先着順とさせていただきますので、よろしくお願いします。
- ※ カメラ撮影は、会議冒頭から諮問までとさせていただきます。

【報道関係者からのお問い合わせ先】

沖縄労働局 労働基準部 賃金室

担当：崎原、喜友名 電話 0 9 8 （ 8 6 8 ） 3 4 2 1